

かながわ災害救援ボランティア活動支援室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画）並びに神奈川県災害救援ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の運営等に関する協定書に基づき、神奈川県における被災時のボランティア受援力を向上させるとともに、東日本大震災被災地被災者支援等を行うボランティア団体の活動及び交流を支援するため、かながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）内に設置する「かながわ災害救援ボランティア活動支援室」（以下「活動支援室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 活動支援室を利用できるものは、本県被災時に支援センターと連携し被災者支援活動を行うことが可能である団体等のうち、次のものとする。

- (1) 東日本大震災被災地被災者支援を行うボランティア団体
- (2) 被災地の復旧・復興支援を行うボランティア団体で、平時の活動において災害救援ボランティア活動にかかる県民への普及啓発、またはコーディネーターの育成を行う団体
- (3) 本県被災時に災害救援ボランティア活動に関する情報の収集及び発信等（以下「情報支援」という。）を行うボランティア団体で、平時の活動において情報支援を行うボランティア団体等との連携に向けた取組みを行う団体
- (4) 本県被災時に災害救援活動を行うボランティア団体で、平時の活動において災害発生に備えた準備、知識・技術の維持・向上等を行う団体
- (5) 神奈川県被災者支援機関連絡会議構成員
- (6) その他サポートセンター所長が適当と認めたもの

(利用登録)

第3条 前条の団体等が活動支援室を利用する場合は、あらかじめ利用登録を行わなければならない。

- (1) 利用を希望するものは、サポートセンター所長あて、利用登録申請書（様式1）を提出しなければならない。
- (2) サポートセンター所長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、利用登録（不登録）通知書（様式3）により当該団体等に通知する。
- (3) 利用登録期間は利用登録された年度の3月末日までとする。

- (4) 翌年度も利用登録継続を希望する登録者は、1月4日から3月15日までの間に、サポートセンター所長あて、利用登録更新申請書（様式2）を提出しなければならない。
- (5) 利用登録団体が神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則第10条各号を遵守しない場合は、利用登録を取り消すものとする。

（活動支援室利用範囲）

第4条 活動支援室で行うことができる活動の範囲は、次のとおりとする。ただし、支援センターを開設することとした場合は、この限りではない。

- (1) 神奈川県における被災時ボランティア受援力の向上に関する自主的活動
 - ア 災害救援ボランティア活動にかかる県民への普及啓発
 - イ 災害救援ボランティアコーディネーターの育成
 - ウ 情報支援を行うボランティア団体等との連携に向けた取組み
- (2) 東日本大震災被災地被災者支援に関する自主的活動
- (3) 県内外の被災地復旧・復興支援に関する自主的活動
- (4) 支援センター開設準備に関する活動（運営関係団体の連絡調整・協議、装備品確認等）
- (5) 神奈川県被災者支援機関連絡会議に関する活動

（利用可能時間）

第5条 活動支援室を利用できる時間は、サポートセンター開館日の午前9時から午後9時までとする。

ただし、サポートセンター所長が認めた場合は、この限りではない。

（活動支援室利用）

第6条 第3条の手続きにおいて利用登録されたものが活動支援室を利用する場合は、利用予定日の前週の水曜日までに利用申込書（様式4）をサポートセンター所長に提出しなければならない。

また、利用開始時は9階受付フロント（以下「受付」という）で鍵を受け取り、最終利用者が退出する際、受付に鍵を返却する。活動支援室利用中、利用団体間で連絡を取り合い責任をもって鍵を活動支援室指定場所にて管理をする。

なお、活動支援室の利用方法に関する事項は別に定める。

（ロッカーの利用）

第7条 活動支援室ロッカーの利用申請手続き等は次のとおりとする

- (1) ロッカー利用は、第4条各号に定める活動に必要な事務用品等を保管することを目的とする最

大積載重量を超える収納、危険物や貴重品若しくは不潔な物品又は動植物の保管は認めない。

- (2) ロッカー利用を希望するものは、サポートセンター所長あて、利用登録申請書（様式1）を提出する際に併せて申請しなければならない。
- (3) サポートセンター所長は、利用登録（不登録）通知書（様式3）においてロッカー利用の可否を当該団体等に通知する。ロッカーに空きがない場合は利用できないことがある。
- (4) ロッカーの利用期間は利用登録期間に準ずる。
- (5) ロッカーは1利用団体につき1個とする。
- (6) 翌年度もロッカーの継続利用を希望する登録者は、毎年3月15日までに利用登録更新申請書（様式2）の提出時に併せて申請する。
- (7) ダイアルキーの番号の保管は利用団体の自己責任とする。
- (8) ロッカーを棄損した場合は、修繕費等実費額を利用団体が負担する。
- (9) 利用団体は、ロッカー内の保管物を利用登録期間内に撤去する。利用登録期間を過ぎてロッカー内に残置物がある場合は、残置物を取り出しサポートセンターで保管する。

（利用上の注意）

第8条 活動支援室は、複数団体等の同時時間帯の利用を妨げない。利用者は、相互の活動を尊重し、他者の活動を妨げることはないよう、円滑に共同利用しなければならない。

（免責事項）

第9条 サポートセンターは活動支援室内に保管されている利用団体の所有物の盗難、紛失、破損等について一切責任を負わない。

（附則）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年 8月 13 日から施行する。

(様式 1)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録申請書

年 月 日

かながわ県民活動サポートセンター所長 殿

团体名

代表者名

連絡先 (住所)

(電話)

(FAX)

(E-mail)

(ふりがな) 団体名	
活動内容	*目的、具体的な事業計画、主な事業分野を記載。（別紙として添付も可） 【目的】 【事業計画】 【本県被災時に可能な支援】 【主な事業分野】 *東日本大震災被災地被災者支援 a ボランティアバス運行 b ボランティアツアー（観光・研修含む） c 教育支援 d 産業支援 e 県内避難者支援 f その他（ ） *受援力向上 a 災害救援ボランティア活動にかかる普及啓発 b コーディネーター育成 c 情報支援 d その他（ ）
ロッカー利用	希望する 希望しない
HPアドレス (トップページ)	*県のHPからのリンクの可否 可・否（理由： ）
利用頻度	*どの程度の頻度(日数や時間帯)の利用を希望するか、具体的に記載。
備考	

(様式2)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録更新申請書

年 月 日

かながわ県民活動サポートセンター所長 殿

団 体 名

代表者名

連 絡 先 (住所)

(電話)

(FAX)

(E-mail)

次のとおり、かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録を更新したいので、申し込みます。

(ふりがな) 団体名	
活動内容	【令和〇年度事業計画】 【本件被災時に可能な支援】
ロッカー 利用	希望する 希望しない
利用頻度	*どの程度の頻度(日数や時間帯)の利用を希望するか、具体的に記載。
備考	

(様式3)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録（更新）（不登録）通知書

年 月 日

様

かながわ県民活動サポートセンター所長

令和 年 月 日付けで申請のありましたかながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録（更新）申請につきまして、下記のとおり決定したので通知します。

決定内容	☐ 登録します 利用登録期間（ 年 月 日 ～年 月 日）
	☐ 登録更新します 利用登録期間（ 年 月 日 ～年 月 日）
	☐ 登録しません <不登録の理由>
	ロッカー利用 可（番号： ） 不可（理由： ）

登録者においては、利用に当たりまして、複数団体等で同一時間、共用となることもございますので、お互いルールに沿った利用に努めてくださいますよう、お願いいたします。

(様式4)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用申込書

年 月 日

次のとおり、かながわ災害救援ボランティア活動支援室を利用したいので、申し込みます。

利用登録団体(者)名		
利 用 責 任 者	(氏名) (電話) (E-mail)	
利用年月日・時間	令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 分 ※	
利 用 目 的		
利 用 予 定 人 数 (主な作業場所)	(大部屋) 人	(占有希望の有無) 有 ・ 無
	(小部屋) 人	
備 考		

- ※ 利用日の属する月の1年前の1日から申し込みが可能です。
- ※ 同日中で大部屋小部屋を利用する場合はそれぞれ記載してください。利用人数は延べ人数。
- ※ 大部屋は基本共有ですが、個人情報扱う会議等占有して利用したい場合は占有希望に○をしてください。ただしその場合でもロッカー利用のための他団体入室は拒否できません。
- ※ マイク貸し出し希望がある場合は備考欄に記載してください。